

(別紙4) 岡山県特定調達契約苦情検討委員会

1 趣旨

平成16年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の対象となる調達に関係する供給者の苦情について、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、協定等の対象機関である地方公共団体（都道府県、政令指定都市及び都道府県又は政令指定都市が単独で設立している地方独立行政法人）においては苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することとされている。

2 委員会の職務

委員会の職務は、供給者からの政府調達に係る苦情を受理した場合、事実関係を調査し、公平かつ独立した立場から検討を行い各調達機関（各課及び県事務所）に提案を行うこととされている。

3 委員会の構成等

- ・ 委員会の定数 5人以内
- ・ 委員の委嘱 2年（再任を妨げない。）

委員は、地方公共団体の入札・契約制度に関し優れた識見を有する者の中から、知事が委嘱する。（行政法学者、司法関係者、物品・工事等の専門家）

4 委員会の事務局

委員会の事務局は、委員会の職務に係る事務連絡、委員会開催、関係機関への照会、苦情申立者等との連絡調整、報告書作成等を行う。

(参考) 岡山県特定調達契約苦情検討委員会の処理手続の概略

